

官民競争入札等監理委員会
第86回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第86回官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成23年12月19日（月）15:00～16:23

場 所：永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

1．実施要項（案）について

- （1）森林総合研究所本所及び林木育種センター施設の管理業務
- （2）国土地理院施設管理業務
- （3）国土交通大学校（小平本校）の施設管理業務
- （4）国土交通大学校柏研修センターの施設管理業務
- （5）矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務
- （6）環境省ネットワークシステムの更改及び運用保守業務

2．労働者健康福祉機構医業未収金の支払案内等業務に係る事業の評価（案）について

3．サービス産業動向調査の民間競争入札に係る措置に関する計画（案）について

4．国別登録簿システムの更改整備及び運用管理業務に係る調達について

5．公共サービス改革法の対象事業選定と今後の進め方（案）について【非公開】

6．改革の有効性を確保する卒業プロセスの検討（案）について【非公開】

< 出席者 >

（委員）

落合委員長、本田委員長代理、小幡委員、樫谷委員、北川委員、小林委員、前原委員、吉野委員

（政府）

園田大臣政務官

（事務局）

館事務局長、後藤参事官、栗田参事官

○落合委員長 それでは、御出席予定の委員全員が御出席ですので、第86回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日も園田政務官に御出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事に入る前に、事務局より発言したい件があるということですので、事務局からお願いいたします。

○館事務局長 事務局長の館でございます。いつも大変お世話になっております。

この官民競争入札等監理委員会については、10月、11月と、このような集まっての開催をとりやめさせていただきました。これは、皆様の御都合や各事業の入札スケジュールを勘案して、そのようにさせていただいたわけでございますけれども、その間に、一枚紙でお配りしております48件という多くの付議案件について、書面による議事で、計6回にわたり、五月雨式に大変多くの資料を見ていただきました。このような大変な作業について失礼ながら書面による手続をさせていただいたことを深くお詫び申し上げるとともに、御協力いただきましたことについて感謝申し上げます。ありがとうございました。

○落合委員長 それでは、議事に入りまして、最初は実施要項（案）についての審議であります。

本件については、これまで入札監理小委員会で審議をしまいたわけですが、その結果について、（１）～（４）の4件について榎谷主査から御報告をお願いいたします。

○榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。

資料1-1について御説明したいと思います。

独立行政法人森林総合研究所の本所と林木育種センターの施設について、民間競争入札を実施しました。これに基づいて、入札監理小委員会では、実施要項（案）について審議を行いましたので、その結果を2点について御説明したいと思います。

「1. 加点項目の配点について」で、実施要項では7ページと16ページになります。自身は、指摘事項としては、「緊急時の対応方法等についての提案」がございまして、そこに全体の加点の70点の配分の中の20点の配分をされているわけですが、緊急時は大事にしても、70分の20は多過ぎるのではないかということで、他の同じ施設管理業務の実施要項を参考に再度検討をしてくださというお話をしたところ、森林総合研究所ではいろいろ検討をいただきまして、緊急時の対応については、おおむね20%ぐらいだということで15点としました。したがって、これにより他の評価項目についても整理して、配点の見直しを行っていただいたのがまず1点。

それから、2つ目「2. 評価項目の文言について」です。他「業務遂行体制において担当職員に対し、常時、適切に対応するための工夫がとられているか。」という文章があったのですが、これは何を言っているのかよくわからないということがございましたので、もう少しわかりやすいようにということで、内容を検討してくださいというお話をいたしました。これについては対応していただき、「施設を適切な状態に保持する等の工夫がみられるか。」という修正を行っていただきました。他の評価項目についても、適切な文言に修正

をしていただきました。

これが主な修正項目でございます。

2つ目は、国土地理院施設管理業務で、資料2 - 1でございます。

これは、基本的には、通常は、官民競争入札は、コストと質で評価をするのですけれども、ここはどちらかというとは質は余り評価しない。つまり、定例的な業務があるので、主にコストで評価しますということですが、官民競争入札という手続をとりました。ただ、官民競争入札で公共サービスの改革でやる以上、やはり質も大事であろうということで、質の関係をどうやるかという議論した上の話です。

まず、国土地理院施設管理業務の「1. 資格・経験について」で、本業務は、総合評価方式を用いない。つまり、落札者決定方式。加算項目はないのです。つまり、プラスアルファはありません、コストだけで勝負しますというのが基本的な考え方です。ただし、「質の確保に寄与する付加的要件」というような表現がありましたが、付加的要件を加算項目と誤解しないように記載を改めてくださいということで、「質の確保に寄与する資格・経験」に修正をしました。

それから、「2. ISO9001認証取得について」グループで参加するような場合は、代表企業がISOを取得していればいいのではないかと。それぞれの企業が、担当する企業ごとに認証を受ける必要があるかどうか、誤解がないように、必要であれば必要、必要でなければ必要ないと注意書きに明記してくださいということでございましたけれども、これについては、要件が明確化されてきて、要するに、グループで参加する場合は、それぞれが担当する業務ごとに認証を受けていることが必要だということがありまして、そのような記載をしていただきました。

それから、3 - 1については、国土交通大学校の施設管理業務でございます。これについては、既に小平本校が21年4月から3年、柏研修センターが21年7月から2年9か月を契約期間として実施をしているところでありますけれども、24年4月から3年間を契約期間として、改めて民間競争入札を実施することとされており、2期目でございます。

「1. 従来の実施状況に関する情報開示」は、参入実績のない民間事業者においても、実施状況を踏まえた工夫が可能になりますように、現在の実施状況について、十分な情報開示が行われているかどうかという観点からチェックしたということでございます。これについて、国土交通大学校でも対応していただきまして、情報開示については、3年の情報開示をしていただきますと同時に、満足度などについてのアンケート結果を設問区分ごとに詳細に開示することで、情報開示の充実を図っていただきました。

それから、「2. その他」は、今回対象業務に含まれていない小平本校の宿泊棟の個室清掃について、民間事業者の負担で清掃を求められるようなことがないかということで、対象外ですが、ちょっとあいまいだったことが1つありました。それから、アンケートについては、満足度の要求水準を70%としているけれども、これでいいのかということです。

まず、最初の については、含まれてないということで、その旨、実施要項上明確に記

載していただきました。では、類似事例の要求水準を確認して、70%以上とする例が複数あるということで、コストの観点からも余り高い要求水準を使うとコストも高くなる可能性がありますので、70%でいいということになりました。

○落合委員長 それでは、続きまして、「矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務」、それから、「環境省ネットワークシステムの更改及び運用保守業務」と、2件について、小林副主査から御報告をお願いいたします。

○小林委員 では、資料4-1に基づきまして、「矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務」について御報告いたします。

法務省の矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務は、平成24年4月から平成26年3月までの2年間に契約期間で、民間競争入札を実施することになっております。これについて審議を行いました。

1点目は、本件が、一者応札が続いており、委託費の経費も逡増しているという状況にかんがみまして、これをより積極的に応札可能事業者の入札公告などの周知を実施して一者応札を解消するべく努力すべきではないかということを検討いたしました。

対応としては、入札公告時に応札可能事業者への周知を実施することにいたしまして、一者応札という問題を解消する努力をしていただくことを確認いたしました。

2番目は、本件のシステム名が「矯正」という言葉がついており、情報ネットワークシステムの特殊なもののような印象を非常に与えるということで、情報ネットワークシステムとしては、通常のものとはそれほど変わりはないものでありますので、「矯正施設等における情報ネットワークシステムの運用管理業務」というように、実態に合ったものとするべきではないか。これによって応札意欲をなるべく喚起するようにはいかがかということを検討いたしました。

対応としては、入札公告時の調達案件名を「矯正施設等における情報ネットワークシステムのバックアップセンター運用管理業務」に変更することにいたしました。

3点目は、特殊なシステムではないかという懸念を払拭して、応札意欲を高めていただくということで、ネットワークシステムに加えてどのような特徴を持っているのか、どのような点を法務省として重視しているのかを明確にさせていただきたいということで、そのようなことがわかるような資料を作成して、入札説明会で説明してはどうかということを目指いたしました。これについて、そのような資料の配布と、それから、説明の対応を行っていただくことにいたしました。

「2.実施要項について」は、本件も総合評価落札方式によらない落札者決定方式をとるということですが、委託業務の中に含まれる改善提案の検討については、事業者に提出させる履行証明書に基づいて評価することとなり、試験的な取り組みであることから、事業評価の段階で、改善提案の状況についても評価することとしてはどうかを検討いたしました。

対応としては、事業評価時の調査項目として「(改善提案の状況等を含む)」を追記して

事業評価時に評価することとしていただきました。

確保すべきサービスの質として「情報漏えいの件数」を設定していることは適切であるか。つまり、情報漏えいを含む広い概念として「本システムの重大障害の件数」として設定することを検討してはどうかを指摘いたしました。

対応としては、「情報システムに係る政府調達へのSLA(サービスレベルアグリーメント)導入ガイドライン」を参考にして、「本システムの重大障害」の件数として、システム上及びセキュリティ上の障害の件数がないこととする旨の修正を行っていただきました。

最後ですが、仕様書において、「ユーザーの管理業務」を記述してしておりますが、実態としては「ユーザー情報の管理業務」なので、その文言の訂正をしていただきました。

以上が、矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務でございます。

続きまして、資料5 - 1に基づいて、「環境省ネットワークシステムの更改及び運用保守業務」について御報告いたします。

本業務は、平成24年4月から平成28年10月までの4年7か月間の予定で民間競争入札を実施することになっております。

本件については、現行システムに係る入札時に複数者の応札があったということであり、ますけれども、応札者を拡大するために、公共サービスの詳細な内容などで事業実施に当たって、環境省が事業者は何を特に求めるのかという重視事項を記述してはどうかということで、(地球環境への配慮)という本業務に係る環境省としての重視事項を追記していただきました。

2点目は、従来の実施状況として情報開示されている現行システムの運用管理で発生した「主要サービスの稼働率」の未達成については、確保すべきサービスの質として要求している事項であることから、その要因についても情報開示が必要ではないかということで、可能な範囲で開示していただけないかを検討いたしました。

対応としては、現行事業者との調整の上、「主要サービスの稼働率」の未達成要因について追記をしていただきました。

3点目としては、評価基準において、情報処理資格者の配置を重視し加点を高くしていることから、途中交代の条件についても実施要項中に明記してはどうかを指摘いたしました。

対応としては、本業務を実施するに当たり報告すべき事項にプロジェクトリーダーの途中交代条件として、「環境省の承認を得ること」を追記していただきました。

更に、「2. 応札者の拡大について」で、応札者を拡大するということで、標準的な構成のOAネットワークシステムに加えてどのような特徴を持っているのか、どのような点を重視しているのかについてわかるような資料を作成して、入札説明会等に説明してはどうかを検討いたしました。

対応としては、入札説明会において、今回の調達の特徴や重点項目などをまとめた資料を配布して、参加者に説明をすることにしていただきました。

「パブリックコメントについて」は、本件については、11の事業者から192件の意見提出があり、所要の修正、仕様書の要件の緩和等を行ったところであります。そこに代表的なものを書いてございます。

例えば、「各業務システム保守業者が実施する遠隔保守に係る接続環境構築支援」について、運用に係る費用算出のため契約期間中の頻度又は回数を提示してほしいということで、それについて、契約期間中の支援回数を追記したところであります。

また、立地要件等の規定が比較的厳しく記述されていたところでありますが、それについても緩和するという措置を講じたところであります。

以上です。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御報告いただきました6件について、この要項(案)であります、異存ないことにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、公共サービス改革法14条5項の規定に基づきまして、付議された実施要項(案)については、監理委員会として異存はないことにしたいと思います。

続きまして、2番目の議題であります「労働者健康福祉機構医業未収金の支払案内業務に係る事業の評価(案)」について御審議をお願いしたいと思います。

事業主体から実施状況報告を受けて、それに基づき内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議が行われたという経緯をたどっておりますので、この評価(案)については、内閣府から説明をお願いいたします。

○栗田参事官 それでは、資料6-1をもとに説明をさせていただきます。

労働者健康福祉機構の医業未収金の支払案内等業務委託の評価でございますが、まず、業務内容については、債権回収会社(サービサー)による医業未収金の支払案内業務、支払方法の相談業務、居所等調査業務及び集金業務等となっております。契約期間は、平成21年10月から平成24年9月までの3か年でございます。10月からその翌年の9月までを1期として契約期間を3期間に分けまして、この評価では、2期目の途中までの状況を御報告いただいて、評価をしております。

入札の状況は、ちなみに、3者応札がございまして、いずれも入札参加資格を満たしており、価格の範囲内であったので、総合評価で最も評価が高い事業者に受託を決定いたしました。

「2.未収金の入金状況」です。確保されるべき質として、入金率を設定してはありますが、機構の34労災病院全体で、設定した要求水準は従来の病院における実績に一定の努力目標をプラスしたもので、それから、最低水準は従来の病院実績をもとに算定したものを設定してはありまして、それぞれ債権の発生後4か月から1年未満、それから、1年以上の債権といったことで区分をして実績をとりましたが、いずれも大きく下回る結果となっております。

こういった残念な結果となりましたが、要求水準等の未達成の要因としては、として、平成19年から「高額医療費の現物給付化」という公的給付制度が開始され、個人未収金のそもそもの発生が抑制傾向にあるといったことや、各労災病院で未収金の発生防止対策をとっていただいたこと。これも平成19年秋から、全病院に対策チームを設置して、4か月未満の発生間もない債権の回収を強化して、委託する前に、プレターなどを出して回収に努め、委託債権が減少したといったようなことがございます。

として、病院自らが行うのは督促業務までできるわけですが、受託事業者は支払案内といった業務を中心に行いますので、業務内容が異なるにもかかわらず、病院が督促まで行った入金率の実績を最低水準として、更に高い水準を要求水準としたことから、乖離が生じる結果となりました。

それから、として、事業開始後、受託事業者が本件とは直接関係しないものの、法務省から平成22年に業務改善命令を受け、サービサー業界の自主規制ガイドラインに準じ支払案内の間隔を、週に1回から2週間に1回といったような形で延長したことが影響したものと考えております。

「3. 委託債権の減少について」解説をさせていただきます。

実施要項に記載した委託予定債権が18億ございました。これに対して、先ほどの2.の御紹介したように、委託債権が減少したことで、事業初年度で委託した債権は8億円でかなりの乖離が生じております。資料6-2の6ページをお開けいただきまして、その要因を図表を基に簡単に御紹介させていただきたいと思っております。

まず、実施要項上の予定債権額は18億でございますが、実施要項審議のときにわかってきた20年9月末の残高は14.5億円で、加えて1期目で発生予定債権を3.5億円見込んでおりました。その後、第1期が開始するまでに発生した債権は、公的給付制度の改正等により少し抑制されまして、2.9億円にとどまりました。その後、第1期開始前までに委託除外となった債権が3つ目の欄で9.6億ございました。ということで、1期目の開始時の委託対象債権が、当初の実施要項の審議のときにわかってきた14.5億円に2.9億円をプラスして、なおかつ、9.6億円をマイナスした7.8億円といった形になってございます。その後、第1期中に発生した債権が2.7億円、同じく期中に委託除外とした債権が2.5億円ありまして、第1期の委託債権の合計額としては、期初の7.8億円に2.7億円をプラスし、2.5億円をマイナスして8億円まで下がっているという形になります。この中で、乖離の一番大きな要因となっているのは、恐らく上から3つ目の第1期開始までに委託除外とした債権9.6億円の部分でございますが、この中では、そもそも計上の誤りといった形で0.7億円計上しておりますが、そのほかにも、委託開始前の間に、病院の努力で分割支払等に至って除外債権になったものもございませけれども、ここにも見積が誤って、本来除くべき債権も残りの中にも含まれていたことがございまして、ここがうまく峻別ができないといったところが、乖離の大きな要因となっております。

概要の6-1にお戻りいただきまして、今、御紹介させていただきましたように乖離が

生じていますが、こちらについては、実施要項の策定以降、委託除外債権がどの程度発生するかを確実に見積もることはなかなか困難と考えられますが、委託債権の件数とか、金額の変動といったものが受託事業者の委託費や実施体制に大きな影響を与えることを考えますと、総合的な対応が必要と考えております。

その対応のまず として、実施要項に、情勢の変化による影響等の情報を可能な限り具体的に記載するなどにより、民間事業者が受託債権額の予想とか、企画書の提案が可能となるように配慮すること。

として、実施状況のモニタリングを通じて、業務の円滑化に向けて受託事業者と緊密な連携を図ること。ここについては、今回機構からは、事業者とは緊密な連携を図っているという報告を受けているところではございます。

番。事業開始前後に業務内容に大幅な変更が生じた場合、委託費や実施体制に係る契約変更も検討すること。

4 . の経費面は、実施経費（受託事業者に支払う委託費）は、従来経費（17～19年度までの病院の実績の平均）と比べておりますが、こちらは最初の第1期目で約950万円（従来経費の24.7%）。第2期は期中、23年7月末までの10か月間の実績でございますが、580万円程度（従来経費の15%）となっております。いろいろな要因がございましたので、連動して委託費も大幅に減少する結果となっております。

5 . の今後の事業の姿については、外部委託を継続することについて、機構に私どもから選択肢も各種投げかけ、検討をしていただきました。結論を申し上げますと、下記の問題があるということでございます。

問題点は3つに分けておりますが、まず として、委託債権の減少については、第3期目に入り、委託後1年間支払案内を実施して、入金見込みのない債権8,200件余り、6.8億円は、受託事業者から返却の申出を受け、各病院での自力での回収に努めることとしております。次期事業の検討において、公的給付制度等の定着とか院内体制の構築により個人未収金の全体額は減少している点に加え、発生以来1年以上たっている債権についてはなかなか成果が上がりにくいという傾向があるので、より受託しやすい債権として4か月以上1年未満の債権に仮に絞った場合、入金は限定されたものになります。

として、実績報酬の見直しと費用対効果ですが、本事業は、入金額に連動して委託費の支払を設定しております。しかし、 で御紹介したとおり、委託債権額を減少させる一方で、受託事業者の採算性にも配慮することになりますと、実績報酬率（1年未満は20%、1年を超えるものは24%）を引き上げることや、あとは、委託費全体または一部の定額化といった手当が必要になるのではないかと考えられて、最終的には、委託費の上昇、費用対効果の低下につながる可能性が大きいと考えております。

として、委託業務の見直しの検討ですが、今後の事業の検討に当たり、各病院にアンケートをとりましたら、相談業務がかなり大変ですということございましたので、仮にそこを除きまして、文書の案内とか、居所等調査に特化するといった委託業務の見直しを

図った上で委託することも考えられるわけですが、その場合でも、未払者の基本情報の提供等の委託手続は必要であり、新規に委託する債権が1病院当たり一月に換算して6～7件といった形で、業務量的にはかなり少ないという現状でございますので、そういったところを勘案しますと、委託メリット、効果が発揮できるような業務量は余りないという形になってございます。

こういった形で検討をいたしまして、機構からは、平成24年9月末の契約終了をもって本事業を終了して、同年10月以降は、民間競争入札による事業は実施せず、各病院が自主回収を行いたいと言っておりまして、内閣府としてもやむを得ないものと考えております。

以上です。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、この事業の評価（案）の内容で、監理委員会として異存はないということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、4番目の議題であります。「サービス産業動向調査の民間競争入札に係る措置に関する計画（案）」であります。これは統計調査分科会において審議をいただいておったのですが、その結果について、事務局から御報告をお願いいたします。

○栗田参事官 引き続き、資料7を御紹介させていただきます。こちらについては、市場化テスト導入の経緯や調査の見直し内容から御紹介をさせていただきたいと思っておりますので、恐縮ですが、2枚おめくりいただきまして4ページ目から説明に入らせていただきます。

「サービス産業動向調査の民間競争入札の導入について（案）」でございますが、この調査は、GDPベースで約7割を占める第3次産業のうち、統計の整備が十分でなかったサービス産業を調査対象として、平成20年に創設した新しい調査で、全国約39,000事業所の売上高と従業者数を毎年調査する標本調査であります。

本調査は、郵送調査と調査員調査に分かれておりまして、10人以上の事業所に対しては郵送調査を行っておりますが、こちらの回収率、調査を開始した当初は60%を超えるぐらいで推移してございましたが、その後、65%を超えて最近は推移をしております。

また、調査員調査は、10人未満の事業所を対象として実施しておりますが、こちらの回収率についても、当初は50%で推移してございましたが、昨今では70%を超えて推移することによって改善をしてきている状況でございます。

2の調査の見直しですが、本調査は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、3年程度をかけて調査方法等を検討し、基幹統計化についても検討を得ることとされております。ちなみに基幹統計化の結論としては、今、現時点においては見送ると聞いておるところでございます。

5ページ目にお移りいただきまして、「見直しの概要」です。調査の見直しについては、月次調査の精度向上の観点からは、今まで事業所単位で行ってございましたが企業単位の調

査を一部導入するといったことを考えてございます。また、月次統計調査の一部を拡大する拡大調査を設けて、その拡大調査では、年次で都道府県別の活動を把握するという形にしております。これにより、サービス産業関連統計の時系列的・地域的把握の整備が進み、体系的整備の推進にも資するものと考えております。

また、事業従業者数10人未満の事業所に対する調査員調査は、原則、郵送調査に変更することとして、必要に応じて直接訪問して、回収を行うこととしていきます。

また、次回の委託については、標本調査の対象の事業所が2年ごとに一齐に交代することになっておりまして、今回は平成25年1月からとなっておりますので、準備期間を半年置いて、契約期間は平成24年7月から平成27年3月までを予定してございます。

3は市場化テスト導入についての検討状況ですが、この調査は、既に「基本方針」の別表に記載がございまして、対象業務とすることの検討を行いまして、もし対象業務とする場合には、措置に関する計画を本年の12月末までに策定すると書いてございます。また、もう既に、総合評価落札方式における一般競争入札、複数年契約において、民間委託を実施しておりまして、手続もほぼ同等のもので、意見招請を行ったり、外部専門家を含んだ企画書審査会の開催といったものを行っております。また、既に、相当のコスト削減が図られていると考えておるところではございますが、これまで以上に、民間事業者の創意工夫を促進したいということと、積極的な情報開示を行うといったところで、市場化テストに参入するメリットがあると考えまして、市場化テストを実施することとしたいということで、この秋の自主的選定の過程でお申出をいただきました。

1ページ目に戻っていただきまして、こういった流れを受けまして、今般、措置に関する計画を御審議いただくということで御用意いたしました。

業務の概要は、今、御紹介したとおり、サービス産業の生産・雇用等の動向を把握するというもので毎月実施しているものでございます。月次調査と、それから、6月に拡大調査を行う予定でございます。

調査対象としては、サービス産業の全般で、「(ア)企業等」については、1億円以上の企業については悉皆層。ただ、(a)(b)とあります鉄道業とか航空運輸業といった、もともと数が少ないところについては、1億円未満のものについても対象とします。「(イ)事業所」については、(ア)において調査対象とされた企業等の傘下でない事業所について、層化抽出して調査をするということでございます。

2ページ目にお移りいただきまして、「調査の事項」は、月調査と年次調査で、それぞれでございます。客体数は、月の調査は約1.2万の企業等に加え2.6万の事業所が対象となっております。これに加えて、拡大調査月は、1.2万の企業と約7.2万の事業所で拡大して調査を進めます。

調査方法は、原則として、郵送で実施しますが、事業従業者数10人未満の事業所については、必要に応じて直接訪問も考えておるところです。オンライン調査は、従前から行っておりまして、調査企業及び事業所の申出により、報告をいただいております。

入札の対象範囲は、実査の準備、実査の実施、それから、その後の疑義照会といった包括的なところを業務の対象としてございます。契約期間は、2年7か月を予定しております。

以上です。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、この計画（案）について、了承ということにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、監理委員会として、了承し、異存はないことにしたいと思えます。

続きまして、5番目の議題の「国別登録簿システムの更新整備及び運用管理業務に係る調達」について、本日は、環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室の水野企画官に御出席をいただいておりますので、本件について御説明をお願いいたします。

○水野企画官（環境省） 資料8でございます。

現在、我が国においては、京都議定書に基づいて温室効果ガス排出量取引、京都議定書の遵守、つまり日本の排出量が定められた排出枠の範囲におさまっているかどうかを確認するためのシステムとして、「国別登録簿システム」を構築しております。これは平成14年度より運用を開始しておりますので、今10年近く運用をしております。これまで随意契約においてシステムの開発・運用をしてまいりましたが、各方面から指摘を受けまして、「公共サービス改革基本方針」として、市場化テストに則って民間競争入札を実施することで準備を進めてまいりました。

民間競争入札においては、システムの全面的な更新を想定しておりましたが、その1つの理由として、京都議定書第一約束期間の目標達成の期間は来年度まででございます。それ以降については、先週までありましたCOP17において決定予定でありました。それがどうなるか見通しはなかなか定かではありませんでしたが、いろいろな可能性があり、引き続きこのシステムを使って、違う枠組みで使っていく可能性もありました。COP17の会議そのものは、かなり土壇場で、予想をしないような形で決まったのが本当のところですが、いわゆる京都議定書の第二約束期間が設定されることが決まりました。我が国はこれに参加しないという方針でありまして、これは従前からその方針ではありました。どうなるかはわからない状況の中だったので、結果として、そういうことが明らかになりました。

したがって、本来であれば、第二約束期間に向けたいろいろなシステムの更新をする必要があるのですが、そういったものも踏まえて、新たに開発し直すことについて競争入札を行う予定でしたけれども、我が国においては、第二約束期間での運用をいたしませんので、そうなりますと、ここで全面更新するよりも、2012年以降もしばらく調整のための運用が必要ですので、その期間は現行システムを引き続き使って運用するという方針の方が費用対効果がよからうということになりました。

その中で、システムの更新はしないものの、現行システムの例えば運用管理のみを入札

したり、あとはハードウェアの管理を切り出して競争をしようということも検討をしましたが、いずれも、現行システム管理・システム運用業者にしかできないような状況になっておりますので、引き続き数年間、現行システム運用のための契約を続けていくこととさせていただきます。

ただし、そういった契約を続けるにおいては、省内外の各方面からいろいろな指摘を受けておりますので、これまでとは異なるコスト低減努力といえますか、かなり詳細な今のコスト状況を今の業者さんに出していただいた上で、細かく見た上で、次年度以降の契約を結んでいくという方針であります。

したがって、「公共サービス改革基本方針」の別表に、今、掲載しておりますが、こちらについては削除をお願いさせていただければと思っております。

○落合委員長 ありがとうございます。

何か御質問・御意見はございますか。

それでは、環境省から御説明がありました内容について、当監理委員会として、了承するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

ここで、園田政務官が所用のため退席されますので、一言ごあいさつをお願いいたします。

○園田政務官 委員長ありがとうございます。

ちょっと予定が急遽入ってしまいましたので、ここで退席させていただくことになってしまいました。本当に申し訳ございません。議事のまだ途中ではございましたけれども、先生方には日ごろ本当にお世話になっておりまして、ありがとうございます。

また、冒頭、館事務局長からも、皆様方にお詫びと御礼も兼ねて申し上げたところでございましたけれども、この間、10月、11月と、書面による大変多くの審議をしていただいたことに、私からも本当に感謝と、そして、これだけ多くなってしまっていることに対しまして、御負担をおかけいたしていることにお詫びを申し上げたいと思います。

今日後ほど、また、議事の中で触れられると思うのですが、1つには、各省がこの法律にきちんと則って競争入札をやっていこうという姿勢が、これだけ少しずつあらわれてきたのかなと。先ほど話がありましたけれども、こういったシステムの運用に関しても、きちっと競争入札を前提に置きながら、次の一手を考えるという形になってきたことは、逆に言うならば、私は大変いい傾向ではないかなと思っております。その分、先生方に御迷惑といえますか、大変な御負担をおかけしてしまうことになるわけですが、こういった動きが出てきたことは、やはりこの監理委員会が果たす役割がようやくではありますけれども、根づいてきたと。そして、強く認識をされるようになってきたと思っております。強い勧告権を持ったこの法的な枠組みは、第三者性とともによりしっかりとした監

視機関という位置づけの中で、私は、これからも重要な役割を果たしていただきたいなと思っております。その分、各省が自主的に取り組みをしてきたということであるならば、いわばこの監視の中から少し外に出してもいいのではないかなというような形をきれいにやっていただければと思っております。といいますのは、ただ単に何もありませんよということでは、国民の皆様方にも、私はまだお示しがつかないだろうと思っておりますので、ちゃんと自主的に取り組み、各省が前向きに取り組んでいるということの確認をもって、それは各省にお任せをするというような形、そのかわり、きちんとした公開プロセスは各省にも姿勢として持っていただく。いつでも国民の皆様方には見ていただいているという状況をつくっていただければなと考えているところでございます。

同時に、この行政刷新という大きな枠組みの中で、第三者性と公開性は大変重要な位置づけであると私は申し上げてまいりましたけれども、まさしくこの監理委員会がそういったことを体現していただいているなということに対しまして、本当に心から感謝を申し上げたいと思います。引き続き、落合委員長のもとで皆様方の厳しい御指摘をいただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○落合委員長 園田政務官、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の公開審議は終了ですので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)